仕様書等に係る質疑書・回答について

１　仕様書等に係る質疑書について

　(1) 対　　象　　「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託仕様書等」

　(2) 提出期限　　令和７年４月25日（金）午後５時まで

　(3) 提出方法　　電子メールによること。

　(4) 提出先アドレス　E-mail [kaikei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:kaikei@pref.kyoto.lg.jp)

　(5) 質疑書は、別紙様式を使用してください。

　(6) 電子メールの件名は、「京都府手数料等のコンビニエンスストア収納事務委託に関する質問」としてください。

　(7) 電子メール本文及び質疑書に質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載してください。

　(8) 電子メール提出後、送信した旨を電話連絡してください。

京都府会計課公金管理係　電話番号　075-414-5419

２　回答書の公表

　(1) 期日　　令和７年４月30日（水）午後５時までに公表

　(2) 方法　　すべての入札参加資格認定名簿登載者に対して、FAX又は電子メールで行う。

３　質疑書及び回答書の扱い

　(1) 回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件になります。

　(2) 質疑書の提出又は回答書の閲覧に応じない場合であっても、業務仕様書の内容について、全て承知したものとして入札を行います。

別紙様式

仕様書等に係る質疑書

日　付　令和　　年　　月　　日

質問者

連絡先

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ページ | 行 | 項　　目 | 質問内容 |
|  |  |  |  |